

## 高岡市議会 6 月定例会提出議案について

### 1 件数

- ・ 初日提案（6 月 11 日）18 件（予算 5 件、条例 4 件、その他 8 件、報告 1 件）

### 2 議案の概要（予算議案を除く。）

#### (1) 条例（4 件）

---

#### 1 高岡市職員の育児休業等に関する条例及び高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

「高岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正」

「高岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正」

【人事課】

---

#### (趣旨)

地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの

#### (主な内容)

##### 【高岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正】

- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業をすることができない職員に係る改正  
これまで対象外であった次の職員について、育児休業等の承認を受けることができるようにする。
  - 配偶者が育児休業をしている職員
  - 職員以外の親が常態として養育することができる職員
- ・ 再度の育児休業をすることができる場合の新設  
出生の日から 57 日間以内に育児休業をした職員は、特別の事情がなくても再度の育児休業の取得を可能とする。
- ・ 再度の育児休業及び育児短時間勤務をすることができる特別の事情の改正  
夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした後 3 月以上経過した場合に、再度の育児休業の取得を可能とする。
- ・ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認の取消事由の改正  
当該職員以外の親が常態として養育できるようになった場合を、取消事由から削除する。

##### 【職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正】

- ・ 育児を行う職員の時間外勤務の制限の新設  
3 歳未満の子のある職員が請求した場合に、原則として時間外勤務をさせることを禁止する。
- ・ 施行期日 平成 22 年 6 月 30 日

## 2 高岡市手数料条例の一部を改正する条例

【都市計画課】

### (趣旨)

富山県屋外広告物条例等の改正に伴い、所要の手数料の追加等を行うもの

### (主要内容)

- ・ 次の屋外広告物の許可申請に対する審査手数料の追加
  - (1) 消火栓標識利用広告
  - (2) 停留所添架広告
- ・ 施行期日 平成 22 年 7 月 1 日

## 3 高岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

【保険年金課】

### (趣旨)

国民健康保険法の改正に伴い、引用条項の整理を行うもの

- ・ 施行期日 公布の日

## 4 高岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

【保険年金課】

### (趣旨)

地方税法の改正によるほか、国民健康保険事業の安定運営を図るため、保険税率の見直し等、所要の改正を行うもの

### (主要内容)

- 1 医療分の高岡地域と福岡地域の統一化及び税率の見直し
- 2 後期高齢者支援金分の収支改善を図るための税率の見直し
- 3 介護保険運営の収支改善を図るための介護分の税率の見直し
- 4 医療分及び後期高齢者支援金分の賦課限度額の見直し

税率等

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分		
	現行		改正後	現行	改正後	現行	改正後
	高岡地域	福岡地域					
所得割率	6.4%	6.1%	<u>6.7%</u>	1.9%	<u>2.0%</u>	1.7%	<u>1.9%</u>
均等割額	19,000 円	19,000 円	<u>21,000 円</u>	7,000 円	<u>7,500 円</u>	6,000 円	<u>7,000 円</u>
平等割額	22,000 円	19,500 円	<u>23,000 円</u>	7,000 円	<u>7,500 円</u>	5,000 円	<u>5,500 円</u>
平等割額 (特定世帯分)	11,000 円	9,750 円	<u>11,500 円</u>	3,500 円	<u>3,750 円</u>		
限度額	47 万円		<u>48 万円</u>	12 万円	<u>13 万円</u>	10 万円	10 万円

- 5 非自発的失業者の保険税について、失業から概ね2年間の軽減（前年の給与所得を100分の30として算定）を図る。
- 6 被用者保険者（会社の健康保険）の加入者が75歳に到達し、後期高齢者医療制度へ移行することにより、当該被保険者の被扶養者（65歳以上）が国保加入者となった場合の保険税軽減の延長（2年間 当分の間）
- ・ 施行期日 公布の日から施行し、平成22年度分の保険税から適用。

(2) その他（8件）

---

1 工事請負契約の締結について

（高岡市牧野中央保育園（仮称）新築工事）

【児童育成課】

（趣旨）

牧野保育園とかぐら保育園を統合した新たな保育所を建設し整備するもの

（主な内容）

- ・ 工事名 高岡市牧野中央保育園（仮称）新築工事
- ・ 契約方法 一般競争入札
- ・ 契約金額 341,250,000 円
- ・ 契約の相手方 山本・昭和 高岡市牧野中央保育園（仮称）新築工事特定建設工事共同企業体  
代表者 高岡市伏木古府一丁目10番5号  
山本建設株式会社  
構成員 高岡市伏木古府一丁目10番5号  
山本建設株式会社  
高岡市広小路6番1号  
昭和建設株式会社

---

2 工事請負契約の締結について

（高岡市立能町小学校校舎耐震補強工事）

【教育委員会総務課】

（趣旨）

能町小学校校舎の耐震補強工事を行うもの

（主な内容）

- ・ 工事名 高岡市立能町小学校校舎耐震補強工事
- ・ 契約方法 一般競争入札
- ・ 契約金額 217,350,000 円

- ・ 契約の相手方 鈴木・大栄高岡市立能町小学校校舎耐震補強工事特定建設工事共同  
企業体  
代表者 高岡市野村 1857 番地  
鈴木建設工業株式会社
- 構成員 高岡市野村 1857 番地  
鈴木建設工業株式会社  
高岡市中川栄町 3 番 1 号  
大栄建設株式会社

---

### 3 財産の譲与について (土地及び建物)

【管財用地課】

#### (趣旨)

従前(平成 14 年 9 月)に寄附を受けた土地及び建物について、市としての効果的な利  
活用が難しいことなどから、当該寄附者に返還するもの

#### (主要内容)

- ・ 譲与する財産 土地  
所在 高岡市福岡町本領 741 番 1 外  
面積 1,865.45 m<sup>2</sup>
- 建物  
所在 高岡市福岡町本領 741 番地  
構造 木造瓦葺 2 階建外 2 棟  
延べ床面積 651.58 m<sup>2</sup>
- ・ 譲与の相手方 富山市経田 1009 番地  
野沢知夫

---

### 4 財産の取得について (災害対応特殊化学消防ポンプ自動車)

【消防本部総務課】

#### (趣旨)

化学消防ポンプ自動車を更新整備するもの

#### (主要内容)

- ・ 取得する財産 災害対応特殊化学消防ポンプ自動車
- ・ 取得の価格 38,850,000 円
- ・ 取得の相手方 栃木県鹿沼市縦山町上原 267 番地  
ジーエムいちほら工業株式会社

---

## 5 財産の取得について

(土地)

【体育保健課】

---

### (趣旨)

総合グラウンド整備の用地を含めた総合公園用地を取得するもの

### (主な内容)

- ・取得する財産 土地  
    所在 高岡市千鳥丘町 30 番 1 外  
    面積 42,955 m<sup>2</sup>
- ・取得の価格 389,135,000 円
- ・取得の相手方 高岡市宝来町 563 番地  
    高嶋憲成外 35 名

---

## 6 市道路線の認定及び廃止について

【土木維持課】

---

道路法の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止する。

- ・認定に係るもの ( 37 路線、延長 8.76 km )
- ・廃止に係るもの ( 16 路線、延長 5.4 km )

---

## 7 新たに生じた土地の確認について

【総務課】

---

富山県による伏木富山港港湾区域の公有水面埋立に関する工事の一部が竣功したことに伴い、新たに生じた土地の確認を行う。

- ・面積 3,372.46 m<sup>2</sup> ( 約 0.003 km<sup>2</sup> ) の増

---

## 8 字の区域の変更について

【総務課】

---

新たに生じた土地の確認に伴い、同地を大字「伏木万葉ふ頭」の区域に編入する。

(3) 報告 (1 件)

1 専決処分の報告について

(高岡市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

【納税課】

(趣旨)

地方税法の一部改正 (平成 22 年 3 月 31 日公布) に伴い、高岡市市税賦課徴収条例の一部を改正するもの

(主な内容)

個人住民税

1 扶養控除の廃止に伴う改正 (平成 24 年度分から適用)

- 個人住民税の非課税限度額の認定等に活用するため、扶養親族に関する事項を把握するための扶養親族申告書を提出させる措置の新設

(参考) 地方税法の扶養控除の改正

- 16 歳未満の扶養親族に係る扶養控除 (33 万円) の廃止
- 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分 (12 万円) の廃止 扶養控除の額 33 万円

区分		現行	改正後
一般扶養親族	0 歳 ~ 15 歳	33 万円	廃止
	23 歳 ~ 69 歳	33 万円	33 万円
特定扶養親族	16 歳 ~ 22 歳	45 万円	16 歳 ~ 18 歳 33 万円
			19 歳 ~ 22 歳 45 万円

2 65 歳未満の者の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の改正 (平成 22 年度分から適用)

- 65 歳未満で公的年金等所得がある給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割を加算して特別徴収できることとする制度改正

区分	平成 21 年度	平成 22 年度
給与	給与から特別徴収	原則合算して給与から特別徴収
年金	納付書で納付	

3 非課税口座における上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設 (平成 24 年 1 月 1 日以降の設立口座を対象に、平成 25 年度分から適用)

- 非課税対象 非課税口座内の少額上場株式等の配当及び譲渡益
- 非課税投資額 新規投資額で年間 100 万円を上限  
(未使用枠は翌年度以降繰越不可)
- 非課税投資総額 300 万円を上限 (100 万円 × 3 年間 [平成 24 年 ~ 平成 26 年])

- (4) 保有期間 最長 10 年（途中売却は自由。売却部分の枠の再利用は不可）
- (5) 口座開設数 年間 1 人 1 口座

たばこ税

- ・ たばこ税の税率の引上げ（平成 22 年 10 月 1 日から適用）

税率

現行		改正後	
1,000 本当たり	3,298 円	1,000 本当たり	4,618 円

（1,320 円の引上げ）

国及び地方を合わせたたばこ税全体では、1 本当たり 3.5 円の引上げ

その他所要の改正

- ・ 施行期日 平成 22 年 4 月 1 日
  - 扶養控除の廃止に伴う改正は、平成 23 年 1 月 1 日から施行
  - 非課税口座における配当所得等の非課税措置の創設は、平成 25 年 1 月 1 日から施行
  - たばこ税の税率の改正は、平成 22 年 10 月 1 日から施行